

長浜市告示第259号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定による滋賀県知事の令和8年度地籍調査事業計画の決定を受け、同法第6条の4第1項に規定する地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月16日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 事業計画策定年月日 令和8年4月7日
- 2 調査実施者名 長浜市
- 3 調査地域 高月町東阿閉、高月町宇根及び高月町西野の一部
- 4 調査期間 令和8年4月7日から令和9年3月31日まで